

社会福祉法人志木市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程

平成29年3月8日
規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び別表に掲げる委員をいう。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬及び費用弁償を支給する。

2 公務のため出張したときは、交通費にあたっては鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等の実費を、宿泊料にあたっては一夜につき20,000円を限度としてその実費を費用弁償として支給する。その場合、前項に掲げる費用弁償は支給しない。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、会長の報酬及び費用弁償は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 会長の報酬及び費用弁償の支給時期は、社会福祉法人志木市社会福祉協議会職員給与規程（平成11年3月23日規程第3号）第5条に準じた日とする。

3 会長の報酬及び費用弁償は、就任した月から退任の月まで支給する。ただし、月の途中で就任又は退任した場合や病気等で公務に就けない場合は、勤務実態に応じて支給するものとする。

4 会長の報酬及び費用弁償は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人志木市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程（平成4年3月13日規程第2号）は、廃止する。

別表（第2条及び第3条関係）

種別	報酬		費用弁償	
	区分	金額 円	区分	金額 円
会長	月額	70,000	会議等 出席 1回に つき	3,000
理事				
監事				
評議員				
評議員選任・解任委員会委員				
経営委員会委員				
組織財政委員会委員				
地域福祉活動推進委員会委員				
地域福祉活動助成金審査委員会委員				
地区委員会委員				
福祉協力委員会委員				
福祉サービスの適正運営に関する第三者委員				
広報編集会議委員				
その他、会長が必要と認めた役員等				